

彦根市統合型 GIS および公開型 GIS 構築・運用業務
調達仕様書

令和 7 年 4 月

彦根市 情報政策課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書(以下、「仕様書」という)は、彦根市(以下、「発注者」という)が発注する統合型 GIS および公開型 GIS 構築・運用(以下、「本業務」という)に適用するものとする。

（目的）

第2条 本市では、統合型 GIS およびモバイル GIS を運用しており、各種地図情報や行政情報を組織横断的に活用することが可能となっている。あわせて、サーバ等の整備が不要で導入コストを抑制できるクラウド型の公開型 GIS を導入することで、市民、事業者および市外からの来訪者に対して各種地図情報を的確かつ迅速に提供できる環境を整備している。本業務では、現在の運用保守契約が令和 8 年 2 月で終了することから、次期統合型 GIS として、これら連携のとれるシステムにより、市民および行政サービスの更なる向上と業務の効率化、高度化を実現することを目的とする。

（履行場所）

第3条 本業務の業務場所(履行場所)は、下記とする。
滋賀県彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所

（準拠法令等）

第4条 本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画(令和 4 年閣議決定)
- (3) 測量法同施行令、同施行規則（昭和 24 年法律第 188 号）
- (4) 作業規程の準則（国土交通省告示第 413 号 平成 20 年 3 月 31 日）
- (5) 国土交通省国土地理院「国土基本図図式規程」
- (6) 統合型 GIS 推進指針（平成 20 年 3 月 総務省）
- (7) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (10) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (11) 彦根市財務規則および関係諸規則
- (12) その他の関係法令および通達、条例・例規並びに諸規則等

（提出書類）

第5条 受注者は、本事業を実施するにあたり以下の書類もしくはデータを作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・照査技術者・担当技術者届
- (5) その他、発注者の指示する書類

(情報セキュリティポリシーの厳守・品質管理)

第6条 受注者および業務従事者はセキュリティ対策および個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施すること。本業務において知り得た情報に関する秘密、その他、発注者の事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また、本業務終了後も同様とする。受注者は、本業務の履行および成果について、品質確保、環境対策および情報管理の徹底を行うこととし、以下全ての認証(認定)を受けているものとし、その履行を証明できる資格として、以下の資格証の写しを提出するものとする。

- (1) 品質マネジメントシステム IS09001 (JIS Q 9001)
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) IS027001 (JIS Q 27001)
- (3) プライバシーマーク (JIS Q 15001)

(クラウドサービスの安全性)

第7条 平成29年に5月に「デジタル・ガバメント推進方針」、そして平成30年 1 月に「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、政府は、行政手続きのデジタル化・地方公共団体における自治体クラウドサービスを推進することにより、政策手法の改革や行政サービスの質の向上につながるとしている。本業務では国の方針に準拠して進めることは勿論、クラウドサービスの委託先として信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価するため、以下の国際認証を取得していることを証明できる資格として、資格証の写しを提出するものとする。

- (1) クラウドサービスセキュリティ IS027017 (JIS Q 27017)

(使用回線)

第8条 本業務で導入する統合型 GIS は、LGWAN 回線を使用した運用とするため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の LGWAN-ASP アプリケーションサービスリストに登録されているサービス業者でなければならない。

(貸与資料)

第9条 発注者は受注者と協議の上、業務を実施するため必要とみなされる関係資料等を受注者に貸与するものとする。

- (1) 受注者は、貸与された関係資料等についてその重要性を十分に認識し丁寧に扱い、盗難、紛失又は損傷させてはならない。万一、盗難、紛失又は損傷させた場合は、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- (2) 受注者は、貸与された関係資料については、本業務の目的以外にこれを使用してはならない。なお、関係資料を複製又は複製する必要がある場合は、発注者に文書で報告し、承諾を受けるものとする。
- (3) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに返納するものとする。

(一括委託又は、一部下請けの禁止)

第10条 受注者は、本契約の全部ないしは一部を第三者に再委託をしないこと。ただし、事前に発注者に申請をし、承諾された場合は除くが、本契約の主たる部分(システムの開発、ASPサービスの運営・管理等)に関する再委託は認めないものとする。

(打合せ協議)

第11条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、担当者と密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その都度、協議簿として記録し、担当者の確認をとるものとする。

(完了および検査)

第12条 本業務の途中においても、発注者は必要に応じて本仕様書に基づいて検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることが出来る。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(疑義の解決)

第13条 本業務の契約書の各事項および本仕様書について疑義、または定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

(履行期間)

第14条 本業務の履行期間は以下の通りとする。

【統合型 GIS】

- ・システム構築業務

契約締結日から令和8年2月28日まで

- ・システム運用業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60ヵ月）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

【公開型 GIS】

- ・システム構築業務

契約締結日から令和8年2月28日まで

- ・システム運用業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60ヵ月）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(長期継続契約に関する特約事項)

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、この契約を変更し、または解除することができる。契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して必要により契約解除金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

（文中「甲」は発注者である彦根市、「乙」は契約の相手方（受注者）を指します。）

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 本業務の作業概要は下記に示す項目であり、詳細は次章以降によるものとする。

(1) 共通項目	1 式
(2) 統合型 GIS の構築	1 式
(3) 統合型 GIS の運用・保守	1 式
(4) 公開型 GIS の構築	1 式
(5) 公開型 GIS の運用・保守	1 式

第3章 共通項目

(計画準備)

第16条 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画および作業体制についての計画を立案し、作業実施計画書として取りまとめ発注者の承認を得るものとする。資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。本業務は、パッケージをベースとしたシステム構築であるが、システム化領域の確定、制約条件の整理、発注者が求める機能・非機能要件の整理を行うことのほか、搭載するレイヤ構成・権限設定等についても発注者と協議の上、整理するものとする。

(実施要件)

第17条 本業務でのシステム導入は、今後の拡張性等を考慮して、都道府県または、市町村の以下導入実績を満たすシステムとする。

- (1) LGWAN-ASPによる統合型GISおよび公開型GISは、円滑なデータ連携を実現し、安定的な運用を図ることが可能であるシステムであること。
- (2) 一般財団法人全国地域情報課推進協会が推進する地域情報プラットフォーム（GISユニット製品）に準拠した登録製品であること。
- (3) GISエンジンおよびアプリケーションは、受注者が開発したものであり、著作権が第三者となるソフトウェアの利用がないシステムであること。
- (4) ブラウザにて動作し、ノンプラグインにて動作可能なシステムであること。
- (5) (1) に記載のシステムに関する操作方法や機能に関する質問等を集約、対応可能な専任オペレータによる専用サポート窓口を持ち、電話、メールにて行えること。
- (6) システム導入実績は直接受注とし、再委託、設計共同体での契約実績は認めない。

(業務報告書)

第18条 本業務で実施した内容をとりまとめ、業務報告書として整理し、成果品として提出するものとする。

(データセンターの要件)

第19条 データセンターの要求仕様は下記のとおりとする。

- (1) データセンターは日本国内にあること。
- (2) 施設が耐震(免震)であること。震度7以上の地震に耐えられ建物の倒壊、崩壊の恐れがないものであること。
- (3) 防水対策が取られている事。サーバールームは、設備機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガスの消化設備を備えていること。
- (4) 避雷対策がとられていること。JIS 規格に準じた避雷施設に加え、内部雷保護システムに対応した雷対策を生じること。
- (5) 24 時間 365 日稼働対応していること。
- (6) 電力会社から2系統以上で受電していること。停電時に非常用発電設備を有し、発電設備がサーバ機器に電力供給可能になるまで、十分な容量を保持する無停電電源装置が設置されていること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) 適合性評価制度の認定を受けていること。
- (8) データセンターへの入退室管理が有人とセキュリティ管理システムを合わせる等厳重に行っていること。
- (9) 入退室管理は生体認証や監視カメラの設置等の対策が講じられていること。
- (10) サーバ、ファイヤウォール機器の通信機器等は二重構造化とし、システム停止がないよう対策を講じること。
- (11) バックアップ機器を備えていること。障害発生時には迅速にデータ復旧が可能であり、バックアップ先についてもセキュリティ対策を十分に講じていること。
- (12) 受注者は、発注者がデータセンターへの立ち入りを求めた場合承諾すること。

(サービスレベルアグリーメント)

第20条 本サービスの SLA(サービスレベルアグリーメント)について、詳細は発注者と受注者にて協議の上、締結するものとする。また、SLA 要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

第4章 統合型 GIS の構築

(基本条件)

第21条 統合型 GIS の構築における基本条件は下記のとおりとする。

- (1) 本システムで利用する背景地図は、都市計画図、道路台帳図、航空写真とする。
また、公開型GISでの公開データを統合型GISで編集を行うため、公開型GISに搭載する事業者提供の民間地図もしくは無償の地図データを背景地図として搭載する。
- (2) システムサービス要件は以下のとおりとする。
 - ア 本システムは、ハードウェア、ソフトウェアおよびデータ管理・運用をLGWAN-ASP方式とする。
 - イ 本システムの機能要件は、別紙2に記載のとおりとする。
- (3) システムは、利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Javaアプレット、.NET Framework等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。
- (4) GIS基本機能である地図の拡大/縮小や移動の表示速度やメニューボタンの操作感については、利用者がストレスなく操作できるよう、庁内での地図情報の利用が円滑に行えるレスポンスを有すること。
- (5) GISからの出力図の地図の品質について、各種図面の注記表現が、鮮明に読み取れること。
- (6) 本システムの運用性、拡張性等を最大限に高めるためデータ相互流通を考慮し、データ交換等が容易なシステムであること。
- (7) 本システムのデータ閲覧・更新・出力については、所属、レイヤ単位、属性項目毎に利用権限設定を行えること。
- (8) 管理者以外の一般ユーザーにより簡易的に業務レイヤの追加、属性設定が行えること。追加された業務レイヤはグループ単位、全庁公開への権限変更が行えること。
- (9) 将来的な利用者数増(同時接続数)およびレイヤ数に対し、柔軟に対応できるシステムとすること。
- (10) 国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえたシステムサービスを提供すること。
- (11) 外部からの攻撃や進入を防ぐため、ウイルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じること。
- (12) サーバ・アプリケーションの導入、運用および保守作業の全てについて、受注者の管理下において直接行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- (13) 利用ログを取得、管理および分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- (14) 拡張性、セキュリティ、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。

- (15) LGWAN経由により、庁内職員がストレス無く利用できること。発注者のLGWAN接続系ネットワーク帯域は30Mbpsである。なおシステム稼働時には帯域拡張を予定している。
- (16) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の、地域情報プラットフォーム準拠製品に登録されているシステムであること。
- (17) 同時接続ライセンス数は、30ライセンス提供すること。
- (18) 住宅地図は、同時20ライセンス（5年間使用料契約版）が使用できるように受注者が調達すること。
- (19) システムの導入環境は以下のとおりとする。なお、端末更新した際も同様の動作を保証すること。

表 システム稼働要件

項目	概要
使用クライアント	OS: Windows10Pro (x64) メモリ: 8GB以上 ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox ※ブラウザにて動作し、ノンプラグインにて動作可能なものであること。

（モバイル端末利用環境構築）

第22条 本システムの運用において、モバイル端末からキャリア回線を通じ、LGWAN-ASPの統合型GISへ情報を登録できる仕組みを導入すること。

- (1) 本システムで利用する背景地図は、都市計画図、道路台帳図、航空写真とする。
- (2) モバイル端末へのアプリインストールが必要なものや、庁内の統合型GISへ情報が即座に連携されないもの（バッチ処理の連携など）、手動の情報同期作業が必要なものは不可とする。
- (3) 本システムはユーザー認証を経て利用が可能であることとし、利用に必要なユーザーIDおよびパスワードの設定を行うこと。
- (4) 本サービスで参照・編集を行うレイヤの初期設定を行うこと。
- (5) モバイルGIS用同時接続ライセンスを5ライセンス提供すること。
- (6) モバイル端末は発注者にて用意する。

（システム環境構築・初期設定）

第23条 受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

（データベース構築・移行）

第24条 統合型GISの構築・移行にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- (1) 本業務を実施するにあたり、システムに搭載・移行するデータは別紙1「レイヤー一覧（現行）」のデータを予定している。移行作業時には予定数が増減する可能性があるため留

意し対応すること。発注者は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与するものとする。貸与するデータは変換をおこなってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載・移行データ・ファイリングデータについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。

- (2) Shape ファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化をするものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- (3) 搭載データのレイヤ構成を確認し、各種データはシステム上において、適切な表現ができるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、発注者の指示により調整を図るものとする。
- (4) 対象となるレイヤに、専用の属性表示（入力）画面を作成すること。属性表示（入力）画面内には、ボタンや入力ボックスの他、チェックボックスやコンボボックスなどの部品を配置できるものとし、属性項目に応じたボタンやボックスを利用することで、属性入力作業を簡素化し、不正な値の入力を防ぐ工夫を施すものとする。
- (5) 施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提供する場合がある。その際は、受注者のもとで住所情報より GIS データを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては、発注者の確認後に行うものとする。
- (6) 画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形での地図表現を行うものとする。
- (7) 関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則った正確な色表現、ラインおよびハッチングパターンを設定すること。背景地図が見づらくなならないよう発注者と協議のうえ着色等の調整が可能なこと
- (8) 使用頻度の高い、標準的な A4・A3 サイズの印刷レイアウトを設定するものとする。印刷レイアウトには、地図の方位記号、縮尺、印刷日時、印刷ユーザー名の要素についても印字できるよう設定を行うこととする。なお印刷レイアウトの詳細については、発注者と受注者の協議の上決定するものとする。
- (9) 統合型 GIS を利用するユーザー情報を登録するものとする。なお、ユーザー情報は発注者がデータで準備し受注者に貸与するものとする。受注者は貸与されたユーザー情報を基に下記の設定を登録するものとする。
 - 所属部署名
 - 所属コード
 - ユーザー名称
 - ユーザーID
 - パスワード
 - 管理者権限の有無
 - 閲覧権限

（動作検証・確認）

第25条 前条までに環境設定、データセットアップを行った後に運用試験および業務遂行の検証を行い、正常動作を確認するものとする。

第5章 統合型 GIS の運用・保守

(サービス運用体制)

第26条 本サービスの運用方法等については、下記のとおりとする。

(1) 統合型 GIS 稼働時間について

原則 24 時間 365 日とする。

(2) システムメンテナンスについて

システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の 2 週間前までに内容および期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。

(3) システムの操作方法の問い合わせなどのヘルプデスク業務について

祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで、専用のヘルプデスク（コールセンター）を設置したサポートを行うものとする。電子メールでの問い合わせは随時受け付けるものとする。

(4) サービス提供に利用するソフトウェア、ハードウェアの保守について

受注者が責任を持って定期的および随時に行うものとする。また、OS やブラウザ等ユーザー側のシステム環境について最新の製品の普及が認められる場合、速やかにバージョンアップ対応を行う。

(5) アクセスログ報告

- ① 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回報告するものとする。
- ② 本業務終了時においては 1 年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
- ③ アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。

(6) 災害時の利用について

発注者と受注者との協議の上、同時アクセス制限解除や遠隔ログインなど、災害対応に有効な利用について、一時的な設定変更を行うものとする。

(7) 人事異動の対応について

例年 4 月に行われる人事異動および新規職員採用に伴い発生するアカウント、アクセス権限等の設定変更については、発注担当者が実施するため、設定変更に係る作業マニュアルを作成し作業手法についての指導を行うものとする。

(8) データ更新

下表に記載の通り、発注者から提供するデータの更新（差し替え）を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。

下表以外にデータの更新（差し替え）が生じた場合は、データ抽出、データ移行時期について本市と相談すること。

個別 GIS より 提供されるデータ	所管課	データ 提供時期	統合型 GIS 更新時期
都市計画区域図	都市計画課	4 月上旬	4 月下旬
地番参考図（内部用）	税務課	6 月上旬	7 月上旬
家屋図	税務課	6 月上旬	7 月上旬

航空写真（撮影年のみ）	税務課	6月上旬	7月上旬
指定道路図	建築指導課	3月中旬	4月上旬
認定路線図	建設管理課	4月上旬	4月下旬
下水道台帳図	下水道建設課	4月上旬	4月下旬
農業集落排水	農林水産課	4月中旬	5月上旬

（マニュアル作成）

第27条 統合型 GIS の運用全般において必要となるマニュアル類の整備を行うものとする。マニュアルは一般・管理者向けそれぞれに作成を行うものとする。一般向けマニュアルは、初心者でも理解しやすいように本システムの画面ハードコピーを駆使し、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、各種機能単位に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること（特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること）。管理者向けマニュアルは初心者でも理解しやすいように本システムの画面ハードコピーを駆使し、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、各種機能単位に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること（特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること）。本業務の契約期間内に変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

（一般利用者・管理者研修会）

第28条 統合型 GIS の操作説明会を実施するものとする。実施内容について、以下の内容を原則とし、職員の利用状況に応じて協議の上、内容を決定するものとする。

（1）一般利用者研修

- ① 1回2時間程度の内容を2回行うものとする。
- ② 運用開始当初に基礎編の操作講習を行うものとする。
- ③ 運用開始後に応用編の操作説明を行うものとする。

（2）管理者研修

- ① 1回2時間程度の研修を1回行う。

（3）研修場所および使用機器

- ① 発注者が指示する会場において研修を行うものとする。
- ② プロジェクタ、スクリーン以外に必要なものについては、受注者が用意するものとする。
- ③ その他、協議の上必要とされた資料については、受注者が準備するものとする。

（4）オンライン研修

- ① 各職員の自席パソコン端末から、操作研修が動画等でオンラインにて受講できる環境を用意するものとする。

（障害対応）

第29条 以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容については必須条件であり、記載事項以外の内容についても発注者の業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

- （1）システムの安定的な運用を確保する対応および、障害時の問い合わせについては随時メール等で受け付けるものとする。
- （2）システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や市民等

の利用に影響が出ないよう速やかに対処すること。システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は、おおむね1時間以内に通知を行うこと。

- (3)ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを実施すること。データのバックアップは、日次で実施し、バックアップデータを直近3世代分保管すること。

第6章 公開型 GIS 構築

(基本条件)

第30条 公開型 GIS の構築における基本条件は下記のとおりとする。

- (1) 本システムで利用する背景地図は、都市計画図（地形図）、航空写真、受注者が調達する民間地図とする。
- (2) システムサービス要件は以下のとおりとする。
 - ア 本システムは、ハードウェア、ソフトウェアおよびデータ管理・運用をインターネットでのASP方式とする。
 - イ 本システムの機能要件は、別紙2に記載のとおりとする。
- (3) システムは、利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Javaアプレット、.NET Framework等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。
- (4) GIS基本機能である地図の拡大/縮小や移動の表示速度やメニューボタンの操作感については、利用者がストレスなく操作できるよう、円滑に操作することができるレスポンスを有すること。
- (5) GISからの出力図の地図の品質について、各種図面の注記表現が、鮮明に読み取れること。
- (6) 本システムの運用性、拡張性等を最大限に高めるためデータ相互流通を考慮し、データ搭載・更新等が容易なシステムであること。
- (7) 搭載データの更新は、都度受注者への依頼を必要とせず、発注者自身で行うことができる仕組みを有していること。
- (8) 発注者自身でデータ更新を行う際、上長や責任者などによる公開承認が行われた上で公開される仕組みを有していること。
- (9) 将来的な掲載マップ数やレイヤ数の増加に対し、柔軟に対応できるシステムとすること。
- (10) 国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえたシステムサービスを提供すること。
- (11) 外部からの攻撃や進入を防ぐため、ウイルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じること。
- (12) サーバ・アプリケーションの導入、運用および、保守作業の全てについて、受注者の管理下において直接行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- (13) 利用ログを取得、管理および分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- (14) 拡張性、セキュリティ、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- (15) インターネット経由により、一般の利用者がストレス無く利用できること。想定す

る帯域として実行速度10Mbps程度以上の接続回線とする。

- (16) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の、地域情報プラットフォーム標準製品に登録されているシステムであること。
- (17) 利用者の同時接続は無制限であること。
- (18) パソコンの他、スマートフォンでの閲覧が可能なこと。
- (19) ベースマップは、インターネット公開など二次利用が可能なこと。ベースマップは受注者の責で指定・購入・設定すること。縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること。国土地理院の基盤地図および発注者から提供される地形図データ等が登載可能なこと。
- (20) 本システムは彦根市に導入する統合型GISと同一のデータセンターで運用することで、システム間のデータの連携および一元管理が可能な仕組みとする。
※統合型 GIS でのデータ更新に合わせて、公開型 GIS の連携するレイヤデータがリアルタイムで更新される仕組みであること。
- (21) 本システムの稼働要件は以下のとおりとする。

表 システム稼働要件

項目	概要
パソコン向け	OS:Windows10以降 ブラウザ: Microsoft Edge、Mozilla Firefox、safari、 Google Chrome MacOS : Mac OSX以降
スマートフォン向け	OS : iOS14以降、およびAndroid11以降 キャリア : 国内の通信会社（NTTドコモ、ソフトバンク、 KDDI）より発売された機種で利用可能 ブラウザ : Google Chrome、Safari等、対象OSの標準ブラウザ で利用可能

（システム環境構築・初期設定）

第31条 受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

（データベース構築）

第32条 公開型 GIS の構築にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- (1) 本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙1「レイヤー一覧（現行）」のデータを予定している。移行作業時には予定数が変動する可能性があるので留意し対応すること。発注者は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与するものとする。貸与するデータは変換をおこなってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。
- (2) Shape ファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化をするものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- (3) 施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提

供する場合がある。その際は、受注者のもとで住所情報より GIS データを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては、発注者の確認後に行うものとする。

- (4) 画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形での地図表現を行うものとする。
- (5) 関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則った正確な色表現、ラインおよびハッチングパターンを設定すること。背景地図が見づらくなならないよう発注者と協議のうえ着色等の調整が可能なこと
- (6) 使用頻度の高い、標準的な A4・A3 サイズの印刷レイアウトを設定するものとする。印刷レイアウトには、地図の方位記号、縮尺、印刷日時、印刷ユーザー名の要素についても印字できるよう設定を行うこととする。なお印刷レイアウトの詳細については、発注者と受注者の協議の上決定するものとする。
- (7) 掲載しているデータに変更があった場合は、発注者より更新データが提供され、受注者はそのデータを受領後、概ね 10 営業日以内に公開できるようシステムに登載するものとする。ただし、更新に時間のかかるデータに関しては、協議の上決定するものとする。

(8) テストサイト

- ① 本サービスを開始するにあたって、テストサイトを構築し、非公開による内部検証を行うこと。
- ② その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、本サービス開始までに改善すること。
- ③ テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、ID およびパスワードによる認証機能を設定すること。また、彦根市以外からのアクセスを制限するよう、指定 IP アドレス以外のアクセス規制を行うこと。
- ④ 本システムの運用開始後においては、データの更新時又はシステムの設定変更時等の事前確認用として引き続き使用すること。

(公開型 GIS で利用するベースマップ)

第33条 以下の環境において、動作を保証すること。

(1) ベースマップの種類

本システムで使用するベースマップは、以下のとおりとする。

- ① 民間地図もしくは無償の地図データ
- ② 都市計画基本図（地形図）
 - (ア) 彦根市で提供する都市計画基本図（地形図）を利用できること。
 - (イ) 「国土基本図図式規程」に則った表現を行うこと。
- ③ 道路台帳地形図（地形図）
 - (ア) 彦根市で提供する道路台帳地形図（地形図）を利用できること。
 - (イ) 「国土基本図図式規程」に則った表現を行うこと。

(2) 縮尺条件

- ① 地図の縮尺は、市域全域において 1/2, 500 以上まで拡大可能とし、表示縮尺の段階を 1/500, 000 程度まで 8 種類以上設定すること。
- ② 利用者が任意に切り替えできること。
- ③ 表示縮尺毎に最適表示されるように、縮尺に合わせて表示項目の間引き処理や、注

記文字の配置調整等を行うこと。特に地図の拡大縮小にかかわらず、線の太さや注記文字のサイズが一定であることとし、1/25,000、1/50,000 といった小縮尺で表示する場合であっても常に視認性の高い文字サイズとさせること。

(3) ベースマップの切替機能

- ①表示する主題地図情報によって、背景用の地図を切り替えることが可能であること。
- ②精度が必要となる主題地図データを表示する場合は、背景用の地図を自動的に 1/2,500 地形図データに変更できること。

(4) 情報の更新

- ①常に最新の状態を保つようにし、各ベースマップとも、更新データが入手出来次第、速やかにシステムに反映すること。
- ②ベースマップの更新作業に関しては、受注者が直接行うこととする。

(動作検証・確認)

第34条 前条までに環境設定、データセットアップを行った後に運用試験および業務遂行の検証を行い、正常動作を確認するものとする。

第7章 公開型 GIS の運用・保守

(サービス運用体制)

第35条 本サービスの運用方法等については、下記のとおりとする。

(1) 公開型 GIS 稼働時間について

原則 24 時間 365 日とする。

(2) システムメンテナンスについて

システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の 2 週間前までに内容および期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。

(3) オンラインマニュアルについて

サービス利用者には操作方法を記載したオンラインマニュアルページを用意すること。

(4) サービス提供に利用するソフトウェア、ハードウェアの保守について

受注者が責任を持って定期的および随時に行うものとする。また、OS やブラウザ等ユーザー側のシステム環境について最新の製品の普及が認められる場合、速やかにバージョンアップ対応を行う。

(5) アクセスログ報告

① 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回報告するものとする。

② 本業務終了時においては 1 年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。

③ アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。

(6) データ更新

下表に記載の通り、発注者から提供するデータの更新（差し替え）を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。

下表以外にデータの更新（差し替え）が生じた場合は、データ抽出、データ移行時期について本市と相談すること。

個別 GIS より 提供されるデータ	所管課	データ 提供時期	公開型 GIS 更新時期
都市計画区域図	都市計画課	4 月上旬	4 月下旬
地番参考図（外部用）	税務課	3 月上旬	4 月 1 日
指定道路図	建築指導課	3 月中旬	4 月上旬
認定路線図	建設管理課	4 月上旬	4 月下旬
下水道台帳図	下水道建設課	4 月上旬	4 月下旬
農業集落排水	農林水産課	4 月中旬	5 月上旬

(障害対応)

第36条 以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容については必須条件であり、記載事項以外の内容についても発注者の業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

(1) システムの安定的な運用を確保する対応および、障害時の問い合わせについては随時

メール等で受け付けるものとする。

- (2) システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や市民等の利用に影響が出ないよう速やかに対処すること。システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は、おおむね 1 時間以内に初期対応が可能であること。
- (3) ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを実施すること。データのバックアップは、日次で実施し、バックアップデータを直近 3 世代分保管すること。

第 8 章 成果品

(成果品)

第37条 受注者は、成果品として以下の内容を納品することとする。(書類 1 部、電子媒体 1 部)

なお、内容等については発注者と事前に協議を行うこと。また、電子媒体の形式等については、発注者が指定する様式とする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 統合型 GIS | 同時 30 ライセンス |
| (2) 住宅地図データ | 同時 20 ライセンス |
| (3) モバイル GIS | 同時 5 ライセンス |
| (4) 公開型 GIS | フリーライセンス |
| (5) システム操作マニュアル | 1 式 |
| (6) 本業務で整備・搭載するデータ | 1 式 |
| (7) 各種研修資料 | 1 式 |
| (8) 協議記録簿 | 1 式 |
| (9) 作業報告書 | 1 式 |
| (10) その他本業務で発生した成果品 | 1 式 |

※各種ドキュメント等の文書類は Word、Excel、PDF 形式等の電子データでの納品も行うこと

(成果品の検査・納品)

第38条 本業務の成果品については、管理技術者立会いのうえ発注者の検査を受けるものとする。前項の成果品は、発注者の検査完了後、納品とする。

(成果品の瑕疵)

第39条 納品後、成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。保証期間は成果物の納入後 1 年とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

(納入場所)

第40条 本業務の成果納入場所は、彦根市企画振興部情報政策課とする。